

【 処置 】

6 6 1 気管切開術後の創傷処置の算定について

《令和 7 年 8 月 2 9 日》

○ 取扱い

K386 気管切開術後の J 000 創傷処置「1」100 平方センチメートル未満の算定は、原則として 14 日まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

K386 気管切開術については、厚生労働省通知^{※1}に「気管切開術後カニューレを入れた数日間の処置（単なるカニューレの清拭でない）は、「J 000」創傷処置における手術後の患者に対するものにより算定する。」と示されている。

また、J 000 創傷処置「1」100 平方センチメートル未満については、厚生労働省告示^{※2}に「手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して 14 日を限度として算定する。」と示されており、気管切開術後の J 000 創傷処置も、これに則することが妥当と考える。

以上のことから、K386 気管切開術後の J 000 創傷処置「1」100 平方センチメートル未満は、原則として 14 日まで認められると判断した。

（※1）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

（※2）診療報酬の算定方法